

平成 21 年 5 月 19 日

各 位

会 社 名 株式会社 大 谷 工 業  
代 表 者 名 代表取締役社長 芝 崎 安 宏  
( J A S D A Q コード番号 5 9 3 9 )  
問 合 せ 先  
取締役管理グループ マネージャー 阿 部 昇  
電 話 0 3 - 3 4 9 4 - 3 7 3 1

### 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は平成 21 年 5 月 19 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 21 年 6 月 25 日開催予定の第 70 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

#### 1. 定款変更の理由

「株式等の取引に係る決済の合理化を図るため社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成 16 年法律第 88 条)が平成 21 年 1 月 5 日に施行されたことに伴い、株券の存在を前提とした規定の削除、条数の変更及びその他所用の変更を行うものであります。また、変更に係る経過措置として、附則を設けるものであります。

#### 2. 定款変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりです。

現行の定款中、変更のない条文は記載を省略しております。

#### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 21 年 6 月 25 日 (木曜日)

定款変更の効力発生日 平成 21 年 6 月 25 日 (木曜日)

以 上

(別紙)

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(発行可能株式総数および株券の発行) 第5条 当社の発行可能株式総数は、 2,800万株とする。 2. <u>当社は、株式に係る株券を発行する。</u></p>	<p>(発行可能株式総数) 第5条 当社の発行可能株式総数は、 2,800万株とする。 (削 除)</p>
<p>(単元未満株券の不発行) 第7条 <u>当社は単元株式数に満たない株式(以下単元未満株式という。)</u>に係る株券を発行しないことができる。</p>	<p>(削 除)</p>
<p>(単元未満株主の権利) 第8条 当社の<u>単元未満株主(実質株主を含む。)</u>は、その有する単元未満株式について次に掲げる権利および本定款に定める権利以外の権利を行使することができない。 (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利 (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利 (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利</p>	<p>以下1条繰上げ (単元未満株主の権利) 第7条 当社の<u>単元株式数に満たない株式(以下単元未満株式という。)</u>は、その有する単元未満株式について次に掲げる権利および本定款に定める権利以外の権利を行使することができない。 (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利 (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利 (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利</p>
<p>(株主名簿管理人) 第9条 当社は、株主名簿管理人を置く。 2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。 3. <u>当社の株主名簿、実質株主名簿(以下株主名簿等という。)、株券喪失登録簿および新株予約権原簿の作成並びに備え置き、その他株式に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせる。</u></p>	<p>(株主名簿管理人) 第8条 当社は、株主名簿管理人を置く。 2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。 (削 除)</p>
<p>(基準日) 第10条 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿等に記載または記録された議決権を有する株主<u>(実質株主を含む。以下同じ。)</u>をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。 2. 前項に定めるほか必要ある場合には、取締役会の決議によって、あらかじめ公告のうえ臨時に基準日を定めることができる。</p>	<p>(基準日) 第9条 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。 2. 前項に定めるほか必要ある場合には、取締役会の決議によって、あらかじめ公告のうえ臨時に基準日を定めることができる。</p>

現行定款	変更案
<p>(株式取扱規定)</p> <p>第11条 当社の株券の種類並びに株主名簿、株券喪失登録簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り、その他の株式または新株予約権に関する取扱い、株主の権利行使に際しての手続き等および手数料については、法令または本定款のほか、取締役会の定める株式取扱規定による。</p> <p style="text-align: center;">新設</p>	<p>(株式取扱規定)</p> <p>第10条 当社の株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り、その他の株式または新株予約権に関する取扱い、株主の権利行使に際しての手続き等および手数料については、法令または本定款のほか、取締役会の定める株式取扱規定による。</p> <p>(附 則)</p> <p>第1条 <u>当社の株券喪失登録簿は、株主名簿管理人の事務取扱い場所に備え置き、株券喪失登録簿への記載または記録に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせ、当社においては取扱わない。</u></p> <p>第2条 <u>当社の株券喪失登録簿への記載または記録は、法令または定款に定めるもののほか取締役会において定める株式取扱規則による。</u></p> <p>第3条 <u>本附則第1条乃至本条は、平成22年1月6日をもってこれを削除する。</u></p>

以 上